

新潟市土地区画整理事業助成金交付規則及び新潟市水洗便所改造助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 8月 1日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第36号

新潟市土地区画整理事業助成金交付規則及び新潟市水洗便所改造助成金交付規則の一部を改正する規則

(新潟市土地区画整理事業助成金交付規則の一部改正)

第1条 新潟市土地区画整理事業助成金交付規則(昭和44年新潟市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の2及び第3条第1項中「を市長に」を「に市長が別に定める書類を添えて、これを市長に」に改める。

第4条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該申請をした施行者に市税の滞納があるとき、又は暴力団員(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が含まれるときは、助成金の不交付の決定をすることができる。

第6条中「を市長に」を「に市長が別に定める書類を添えて、これを市長に」に改める。

別記様式第1号中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、

「事業計画概要書

助成金額算出調書(概算) を削る。

関係権利者の同意書」

別記様式第3号中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「

助成対象事業の内容	別紙実施設計書のとおり
添付書類	事業計画書 助成金額算出調書 予算書

を

「

助成対象事業の内容	
添付書類	

に

改める。

別記様式第4号中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「助成金の精算額算出調書」を削る。

(新潟市水洗便所改造助成金交付規則の一部改正)

第2条 新潟市水洗便所改造助成金交付規則(昭和46年新潟市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条中「を市長に」を「に市長が別に定める書類を添えて、これを市長に」に改める。

第6条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 市税を滞納していないこと。

別記様式第1号中「新潟市長 様」を「(宛先)新潟市長」に、

「

使用料の滞納	有 ・ 無
負担金の滞納	有 ・ 無

を

」

「

市税の滞納	有 ・ 無
使用料の滞納	有 ・ 無
負担金の滞納	有 ・ 無

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。